

税務ポイント

〔会社の税務よろず相談室¹⁴¹〕法人税その⑤

『少額減価償却資産と一括償却資産について』

「少額減価償却資産」

1. 特例の概要

少額減価償却資産とは取得価額が10万円以上30万円未満の減価償却資産をいい、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例があります。

特例は、中小企業者等が、平成18年4月1日から令和2年3月31日までの間に、少額減価償却資産を取得等し、事業の用に供した場合は、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができるということです。

2. 適用対象法人

青色申告者である中小企業者等に限られます。中小企業者とは次に掲げる法人です。

- (1) 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
ただし、同一の大規模法人(*)に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人および複数の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人を除く。
- (2) 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
(*) 大規模法人とは、資本金の額もしくは出資金の額が1億円を超える法人または資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいう。

3. 対象資産と限度額

対象となる資産は、取得価額(*)が30万円未満の減価償却資産です。

事業年度における取得価額の合計額が300万円に達するまでの取得価額の合計額が限度となります。

(*)取得価額は、法人が選択した消費税等の経理処理により異なります。

例えば、税抜290,000円(税込319,000円)のパソコンを購入した場合の取得価額は、税抜経理方式であれば290,000円に、税込経理方式であれば319,000円になります。

4. 適用手続き

この制度の適用を受けるためには、法人税の確定申告書に『別表16(7)少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書』を添付する必要があります。(租税特別措置法67の5)

「一括償却資産」

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の他に一括償却資産の損金算入という制度もあります。概要は以下の通りです。

事業の用に供した減価償却資産のうち取得価額が20万円未満の減価償却資産について、個別の耐用年数に関わらず一括して次の式の損金算入限度額まで損金に算入できます。

$$\text{一括償却資産の取得価額の合計額} \times \text{当事業年度の月数} \div 36 = \text{損金算入限度額}$$

通常の減価償却限度額の計算とは異なり、事業年度月数が12の場合は、事業年度の途中で取得し事業の用に供した資産についても、取得価額の合計額の36分の12(1/3)が損金算入限度額となります。

20万円未満の減価償却資産の全部又は一部について一括償却資産とすることができ(個別に選択が可能)合計額に上限はありません。

また一括償却資産について、売却、滅失、除却等があった場合でも、損金算入限度額の計算を続ける必要があります。除却損等として未償却残高を損金算入することはできません。

尚、一括償却資産は、法人の規模や申告の種類(青色申告・白色申告)に関わらず適用することができます。(法人税法施行令133の2)

取得価額ごとの選択肢をまとめると以下の通りです。

| 取得価額 | 中小企業者等 | 中小企業者等以外 |
|------------------|--|--|
| 10万円未満 | 選択 <ul style="list-style-type: none"> 全額損金算入(本則) 一括償却(3年均等) 資産計上(減価償却) | 選択 <ul style="list-style-type: none"> 全額損金算入(本則) 一括償却(3年均等) 資産計上(減価償却) |
| 10万円以上 20万円未満 | 選択 <ul style="list-style-type: none"> 全額損金算入*^{特例上限 300万円} 一括償却(3年均等) 資産計上(減価償却) | 選択 <ul style="list-style-type: none"> 一括償却(3年均等) 資産計上(減価償却) |
| 20万円以上 30万円未満 | 選択 <ul style="list-style-type: none"> 全額損金算入*^{特例上限 300万円} 資産計上(減価償却) | 資産計上(減価償却) |
| 30万円以上 | 資産計上(減価償却) | 資産計上(減価償却) |

* 全額損金算入の特例は青色申告法人のみ

(税制委員会：鴫 秀行、大池 明、北澤 剛グループ稿)
(監修：関東信越税理士会松本支部)